

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：福祉部障がい者支援課 No.020

処 分 名	障害児補装具の交付・修理の委託の決定
処 分 の 概 要	福祉事務所長は、前条第1項の規定により補装具費の支給決定を受けた者（以下「支給対象障害者等」という。）は、補装具の販売事業者又は修理事業者（以下「補装具事業者」という。）に支給券を提示し、当該補装具の購入又は修理に係る契約を補装具事業者と締結したうえで、補装具を購入し、又は補装具の修理を行わせるものとする。
根拠条例等・条項	障害者総合支援法施行細則（平成25年規則第43号）第37条
審 査 基 準	厚生労働省告示「補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準」に基づき、業者へ委託する。
標準処理期間	未設定（個別・具体的な判断が必要となるため）
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
申請時期	随時
申請方法	本庁1階障がい者支援課窓口 又は 支所2階福祉・健康保険担当窓口へ提出（郵送含む）
備 考	ホームページのリンク先 <a href="http://www.city.kasukabe.lg.jp/kenko_fukushi/shougaisa/seikatsushien/hosougu.html">http://www.city.kasukabe.lg.jp/kenko_fukushi/shougaisa/seikatsushien/hosougu.html</a>

■障害者総合支援法施行細則

(補装具の購入又は修理)

第37条 前条第1項の規定により補装具費の支給決定を受けた者(以下「支給対象障害者等」という。)は、補装具の販売事業者又は修理事業者(以下「補装具事業者」という。)に支給券を提示し、当該補装具の購入又は修理に係る契約を補装具事業者と締結したうえで、補装具を購入し、又は補装具の修理を行わせるものとする。

(補装具費の支給)

第38条 支給対象障害者等は、前条の規定により補装具事業者から補装具を購入し、又は補装具の修理を行わせるときは、当該補装具の購入又は修理に要した費用の額を当該補装具事業者に支払わなければならない。

2 支給対象障害者等は、前項の規定により補装具の購入又は修理に要した費用を補装具事業者に支払ったときは、当該支給対象障害者等に係る支給券に記載された公費負担額の支給を補装具費支払請求書(様式第50号)に支給券及び当該支払いに係る領収書を添えて、福祉事務所長に請求するものとする。

3 福祉事務所長は、前項の規定により補装具費支給の請求があったときは、当該公費負担額を支払うものとする。

(補装具費の代理受領)

第39条 福祉事務所長は、支給対象障害者等からの委任に基づき、補装具費として当該支給対象障害者等に支給されるべき額の限度において、当該支給対象障害者等に代わり補装具事業者に支払うことができるものとする。この場合において、福祉事務所長は補装具事業者に対し補装具費の代理受領に係る登録をさせなければならない。

2 前項の規定による支払いがあったときは、支給対象障害者等に対し補装具費の支給があったものとみなす。

3 補装具事業者は、第1項の規定により支給対象障害者等に代わって補装具費の支払いを受ける場合は、当該補装具を納入又は修理した際に、支給対象障害者等から利用者負担額の支払いを受け、領収書を交付するものとする。

(代理受領による補装具の請求)

第40条 補装具事業者は、前条第1項の規定により支給対象障害者等に代わって補装具費を請求するときは、代理受領に係る補装具費支払請求書兼委任状(様式第51号)に支給券及び利用者負担額を受領したことを証する書類を添えて福祉事務所長に請求しなければならない。

2 福祉事務所長は、補装具事業者から補装具費の適法な請求を受けた日から30日以内にその額を支払うものとする。